

第2号様式

会 議 議 事 録

1 会議名	第2回長岡市職員不正行為再発防止検討委員会
2 開催日時	平成31年2月12日（火曜日） 午後5時から午後6時30分まで
3 開催場所	アオーレ長岡 東棟4階 大会議室
4 出席者名	(委員) 水澤委員長 高見委員 金子委員 渡邊委員 大滝委員 佐藤委員 安達委員 大塚委員 小山委員 金澤委員 葦沢委員 (アドバイザー) 高橋弁護士 (事務局) 大滝総務部長、江田人事課長ほか関係職員
5 欠席者名	茨木委員
6 次第	1 開会 2 議題 (1) 再発防止に向けた当面の取組みについて (2) 今後の再発防止策について 3 その他 4 閉会
7 会議資料	別添のとおり
8 議事概要	別添のとおり

第2回長岡市職員不正行為再発防止検討委員会 議事概要

1 全体について

<事務局、委員>

- ・資料No. 1～資料No. 5 について説明。

2 長岡市職員倫理・行動指針（骨子）（案）について

<委員>

- ・今回のような事件が起きたことで、これ以上市民から不信感を持たれないようにするため、利害関係者や議員との関わり方についてルールを決めることは良いことだと思う。
- ・「倫理・行動指針」の骨子は、基本的な考え方を示したものであり、利害関係者との酒食を伴う職務上の会議への参加の適否など、個々具体的な事案の取扱いについては、今後のマニュアルやQ&Aで決めていくことが必要である。
- ・議員と接する際の留意事項を設けることは、議員活動を制限することが目的ではなく、今後設置する第三者委員会でルール化するまでの間の当面の取組みとして理解してもらうことが必要だろう。また、市議会議員や県議会議員に対して、文書で通知することも必要ではないか。
- ・利害関係者との対応は、議員と同様、原則庁舎内とした方がよい。
- ・特別職に求められる高い倫理意識や行動指針についても、ぜひ第三者委員会で議論してもらいたい。
- ・マニュアルを作成したとしても、判断に迷う事例は多くあると思うので、そのような場合に1人で判断するのではなく、組織として判断することが重要である。

<アドバイザー>

- ・第三者委員会が結成される前に、暫定的に行動指針を示すことは必要である。まずは根本的な部分を示し、その後は運用の中で疑問が浮上すれば、第三者委員会で検討してもらおうというやり方がいいのではないか。
- ・指針を作ったとしても、判断しにくい部分は残るだろうから、個々の事例の判断を積み重ねながら、ルール化していくことになるのではないか。

3 入札制度に関する暫定的な措置

<委員>

- ・本日晒された入札制度に関する措置は、あくまでも当面の暫定的なものであり、第三者委員会により、改めて検討されるものである。
- ・暫定的な措置として、最低制限価格の算定式の公表は実施するが、予定価格や最低制限価格の公表は、入札制度の根幹に関わる部分のため、第三者委員会で検討していただきたい。
- ・どういう入札制度にしたとしても、結果の検証は必要になる。

4 その他の不正行為再発防止に向けた当面の取組み

<委員>

- ・ 特別倫理ミーティングで寄せられる職員の声を、今後作成するマニュアルやQ&Aに反映してほしい。
- ・ 困ったときに一番大事なことは相談することなので、コンプライアンス相談窓口は、安心して相談できる体制であることが求められる。

5 今後の再発防止策について

<委員>

- ・ 職員アンケートは、公共工事発注課や入札契約関係課だけに限らず、対象をもっと幅広くしてもよいのではないか。
- ・ 職員アンケートの回答に当たっては、匿名を基本としつつ、希望者は記名してもらう運用でもよいのではないか。

<アドバイザー>

- ・ 職員アンケートは、匿名で忌憚のない意見を出してもらう方がいいと思っていたが、一方で、名前を出して第三者委員会に聞いてもらいたいという職員がいた場合に、匿名だと聞くことができないので、回答方法については検討が必要ではないか。